## 第2章 監 查

## 〇大雪消防組合監查委員条例

(平成6年12月27日) 条 例 第 7 号)

(趣旨)

- 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第195条 第2項及び第202条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。 (監査委員の定数)
- 第2条 監査委員の定数は2人とする。
- 2 監査委員は、非常勤とする。

(定期監査)

**第3条** 監査委員は、法第199条第4項の規定により監査を行うときは、あらかじめ管理者に通知しなければならない。

(出納検査)

**第4条** 監査委員は、法第235条の2第1項の規定による検査は、毎月24日に行う。ただし、 その期日が休日又は職員の勤務の要しない日に当たるとき、その他やむを得ない理由によ り検査を行うことができないときは変更することができる。

(決算等の審査)

**第5条** 監査委員は、法第233条第2項の規定により決算及び書類が審査に付されたときは、 速やかに意見を受けて管理者に送付しなければならない。

(公表の方法)

第6条 監査委員の行う審査結果の公表は、大雪消防組合広告式条例(昭和48年条例第2号) の規定を準用する。

(委任)

**第7条** この条例に定めるものを除くほか、監査委員に関し必要な事項は、監査委員が協議して定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。